

名古屋城天守閣整備に係る発注者支援業務

業務計画書

名古屋市



2017年7月

株式会社安井建築設計事務所

## □目次

1. 業務一般事項	…3
2. 業務工程計画	…3
3. 業務体制	…4
4. 業務方針	…5
5. 業務項目	…5
6. 成果品（予定）	…7

名古屋城天守閣整備に係る発注者支援業務  
業務計画書

**1. 業務一般事項（発注者要求）**

業務名	名古屋城天守閣整備に係る発注者支援業務	
発注者	名古屋市	
	担当窓口	名古屋城総合事務所整備室
計画地	名古屋市中区本丸1番1号（敷地面積：246,733.47 m <sup>2</sup> ）	
事業の概要	① 大天守 4,563.99 m <sup>2</sup> 地上5階地下1階 高さ約36m ② 小天守 831.86 m <sup>2</sup> 地上2階地下1階 高さ約16m ③ 橋台 地上1階 ④ 仮収蔵庫 約1,500 m <sup>2</sup> 高さ約6m ⑤ 素屋根 約10,000 m <sup>2</sup> 高さ約60m	
業務内容	① 設計業務などに係る支援 ② 協議等の実施に係る支援 ③ 会議等の開催に係る支援 ④ 現天守閣の価値評価に係る支援 ⑤ 契約の締結等に係る支援 ⑥ その他付随する業務への支援	
業務期間	平成29年6月22日より 平成30年3月30日まで	

**2. 業務工程計画（全体工程は別紙参照）**

年度	平成29年度（2017年度）											
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
① 設計業務などに係る支援	←									→		
文化庁復元検討委員会				↔						↔		
② 協議等の実施に係る支援	←									→		
③ 会議等の開催に係る支援	←									→		
④ 現天守閣の価値評価に係る支援	←									→		
⑤ 契約の締結等に係る支援	←									→		
⑥ その他付随する業務への支援	←									→		

### 3. 業務体制（プロジェクト担当者）

所属	氏名	役職・資格
総括管理技術者		マネジメント・ビジネス部主事
主任技術者		一級建築士 認定コンストラクション・マネージャー
主任補佐		東京事務所 マネジメント・ビジネス部長
主任補佐		一級建築士 認定コンストラクション・マネージャー
意匠 担当		大阪事務所 ファシリティリューション部長 一級建築士 一級建築施工管理技士 設計部 部部長 一級建築士 設計部 主事 一級建築士
構造 担当		構造部 部部長 一級建築士 構造設計一級建築士 構造部 主幹 一級建築士 構造設計一級建築士
設備 担当		環境・設備部長 一級建築士 設備設計一級建築士 建築設備士 一級管工事施工管理技士 第3種電気工事主任技術者 技術士（衛生工学部門）
コスト担当		コスト計画部長 一級建築士 建築積算資格
仮設を含む 施工計画		工事監理部長 一級建築士
城郭木林品質・城 郭工事		社寺工舎 建築大工一級技能士 二級建築士
現天守閣の 価値評価		ナカシヤクリエイティブ株式会社 埋蔵文化財調査士 ナカシヤクリエイティブ株式会社 学芸員 ナカシヤクリエイティブ株式会社 学芸員 文書情報管理士 2級
調整担当		名古屋事務所 企画部長 一級建築士 認定ファシリティマネージャー 名古屋事務所 企画本部 一級建築士 名誉構造士

#### 4. 業務方針

- ・発注者の一員として、技術的評価を行い共有化しながらプロジェクトを推進します。
- ・同時に進む仮設建物設計や様々な分科会に関して、主担当を中心に様々な担当者を配置し相互調整します。
- ・設計段階の輻輳するスケジュール管理に関して、発注者支援の立場としてアドバイスを行います。
- ・現天守閣の価値評価に関して、専門事業者と協力して、調査及び資料作成等の支援を行います。

#### 5. 業務項目

##### (1) 設計業務等に対する支援

###### ① 設計内容等の確認

- ・優先交渉権者が作成する以下の図面、報告書、計算書、その他の関連資料等が業務要求水準を満たし、また、関係法令及び設計与条件等に対し適切であることを確認し、結果を発注者に報告する。
- ・内容等に疑義がある場合は優先交渉権者に確認するほか、発注者の意図や関係法令等に適合しない場合は、優先交渉権者に修正を依頼する。
  - a 設計条件等を整理した図書
  - b 設計図、透視図、模型等
  - c 工事費概算書、積算数量算出書、工事費内訳書
  - d 構造計画に関する資料
  - e 各種調査、技術資料等
  - f 上記以外の設計者が作成する図書

###### ② 価格等の交渉（設計数量等の確認、単価等の調査、予定価格の算定等）

設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等の内容）について、設計図書・積算基準などを基に確認を行う。必要に応じて他業者から見積書を徴収するなど、適切な単価調査を行う。

###### ③ 各種調査業務の方針及び内容確認

本事業において、優先交渉権者が行う各種調査業務について、調査内容として適切なこと、または業務要求水準を満していることなどの内容確認等を行う。

##### (2) 協議等の実施に係る支援

###### ① 優先交渉権者との協議等

発注者が優先交渉権者と行う、業務要求水準の確認、仕様の確定及び価格等の交渉等にかかる協議に対して、交渉支援や資料作成等を行う。

###### ② 関係機関との協議等

優先交渉権者が行う関係機関との協議等に対して、発注者側の立場として的確

な判断と指示や関係機関との調整等の支援を行う。

- a 文化財保護法に基づく現状変更許可に関する文化庁との協議
- b 建築基準法第3条第1項第4号の認定に関する関係行政機関との協議
- c 消防法及び名古屋市火災予防条例に関する関係行政機関との協議
- d その他、関係行政機関並びに第三者評価機関等との協議
- e 上下水道、ガス、電力、通信等の供給に関する関係機関との協議

(3) 会議等の開催に係る支援

発注者が開催する会議等において、資料作成、有識者等との調整、議事録作成などの事務局業務を行う。会議等は契約期間内に4回程度実施する予定。なお、会場経費の支払い及び会議参加有識者等への謝礼、旅費の支払いは発注者が行う。

- ・ 発注者が、学識経験者による意見聴取会を開催するにあたり事務局業務を行う。
- ・ 学識経験者は8名程度を予定。
- ・ 会議資料の数量及び様式、提出期限等については発注者の指示に従うこと。

(4) 現天守閣の価値評価に係る支援

- ・ 昭和20年に戦災により焼失した名古屋城天守が、鉄骨鉄筋コンクリート造での再建に至るまでの経緯、並びに再建後の現天守閣のあゆみや主な出来事などを整理するため、既往資料及び文献等の調査を行う。
- ・ 調査結果を踏まえ、発注者と協議のうえで現天守閣の価値を明らかにし、文化庁の現状変更許可にかかる協議に必要となる資料を作成する。なお、文化庁の指示に対して適宜調査の追加及び資料の修正を行うこと。

(5) 契約の締結等に係る支援

- ・ 発注者と優先交渉権者が設計業務等の契約に至るまでの交渉に係る支援を行う。
- ・ 契約交渉の内容を踏まえて、契約書案を作成する。
- ・ 契約書案の作成に当たっては、発注者と優先交渉権者の責任・リスク分担、本事業中止時の措置等の基本的事項を明記するほか、本事業特有の契約事項についても明らかとすること。
- ・ 発注者と優先交渉権者との間に齟齬が生じないよう、法務に関する助言を適切に行える者を派遣し、必要な調整を行うこと。
- ・ 契約にかかる交渉対象は、特別史跡外における準備工事、石垣詳細調査、実施設計等及び木材発注が該当する予定である。詳細は工程案を参照すること。なお、木材発注については本契約工期内における交渉支援を行うものとする。

(6) その他付随する業務への支援

各業務に関し、付隨して必要となる業務について支援を行う。

## 6. 成果品（予定）

フェーズ	成果物	備考
基本設計	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務報告書（業務計画書、各種協議報告書、技術資料等を含む。）</li><li>・ 打合せ記録</li><li>・ 積算内訳書の電子データ</li><li>・ 単価等調査報告書（見積書等を含む。）</li><li>・ 価格交渉等の記録及び公表資料</li><li>・ 会議等の資料、議事録（音声データを含む。）</li><li>・ 現天守閣の価値評価に係る協議資料案</li><li>・ その他業務上、監督員が必要と認めたもの</li></ul>	

\*成果物に関しては、両者協議の上追加、省略等が生じる場合があります。